静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年5月19日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

## 静岡県人事委員会規則7-1230

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(静岡県人事委員会規則7-36)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1 (略)			別表第1 (略)				
$1 \sim 7$ (略)			1	$1 \sim 7$ (略)			
8 (略)			8 (略)				
組織	職	区分		組織	職	区分	
警察本	(略)			警察本	(略)		
部	課長	3種		部	課長	3種	
	(2種に掲げる課長を除				(2種に掲げる課長を除		
	< ₀ )				< ∘ )		
					<u>室長</u>		
	理事官				理事官		
	隊長				隊長		
	(高速道路交通警察隊及び				(高速道路交通警察隊及び		
	航空隊の隊長を除く。)				航空隊の隊長を除く。)		
	科学捜査研究所長				科学捜査研究所長		
	主任監察官				主任監察官		
	監察官				監察官		
	統括検視官				統括検視官		
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。